

# 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条に規定する計画等の書式を定める規則の一部を改正する規則（案）の概要

環境生活部大気保全課

## 1 改正の趣旨

県では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づき、一定の規模以上の事業者に対して提出を求める、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための事項を記載した計画書及び計画書に記載された事項に係る状況報告書の様式を定めています。

このたび、「自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令」（以下、「命令」と言う）が改正されたことから、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条に規定する計画等の書式を定める規則」の一部改正を検討しています。

## 2 改正内容（案）

自動車使用管理計画書（第1号様式）及び自動車使用管理状況報告書（第2号様式）について、命令改正に伴い様式を見直します。

## 3 施行予定日

令和5年4月1日